

『双生児研究』(Japanese Journal of Twin Studies) 投稿規程

第1条 投稿内容は広く多胎に関するものとし、投稿者の資格は問わない。

第2条 投稿原稿は未発表原稿に限る。

第3条 原稿は和文または英文とする。

第4条 原稿の種別は原著、総説、研究報告、資料、その他とする。原稿の区分は投稿者が行うが、『双生児研究』編集委員会（以下、編集委員会という。）が変更を求めることがある。

原著 (Original Article) : 独創性がある内容、あるいは新しい価値ある事実を含むもので、研究として意義が認められるもの。かつ論旨が明確であり、研究目的、方法、結果、考察など、論文としての形式が整っているもの。

総説 (Review Article) : ある特定のテーマに関連した研究論文の総括・評価・解説などの知見を、1つまたはそれ以上の学問分野から幅広く概説し、考察したもの。

研究報告 (Research Report) : 内容的に原著に及ばないが、論文としての形式が整っており、研究の方向性が示され、価値が認められるもの。

資料 (Note) : 上記の分類に該当しないが、研究論文として記録にとどめる価値のあるもの。

その他 : 上記の分類に該当しない委員会活動報告等で、編集委員会が適当と認めたもの。

第5条 人および動物を対象とする研究の場合、倫理的に配慮されるものとし、倫理審査を受け、承認を得たことを論文中に記載する。

第6条 当該研究の遂行や論文作成において、利益相反となるような経済的支援を受けた場合には、その旨を論文末に記載する。

2 別途定める利益相反(COI)規定に従い COI 宣言書を論文投稿時に送付することとする。

第7条 原稿の採否は次のように行う。

1) 査読を経て編集委員会が原稿の採否を決定する。

2) 委員会活動報告その他編集委員会が指定する原稿は、編集委員会に

よる審査をもって査読に代えることができる。

3) 編集委員会の判定により、投稿者に変更の修正および論文種類の変更を求めることがある。なお、論文種類の最終決定は編集委員会で行う。

第8条 本雑誌に掲載される論文の著作権は、日本双生児研究学会と著作者の両者に帰属する。

2 論文の内容についての第一義的責任は、その著作者自身が負うも

のとする。

3 著作者は自らの著作物を公衆送信、複製、翻訳するなどの形で利用することができる。ただし、出典を明記すること。

第9条 掲載論文は、原則としてすべて学会ホームページ及び J-STAGE を通じて公表する。

第10条 投稿料および掲載料は、別に定める「『双生児研究』論文掲載費に関する規程」による。

2 会員による投稿とは、著者がすべて会員であることを意味し、投稿料が課される「非会員」とは、著者のなかに一人でも非会員がいることを意味する。

第11条 具体的な執筆要領は別に定める。

第12条 投稿は随時受け付けるが、原稿提出先は次のとおりである。

『双生児研究』編集委員会

第13条 この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、理事会で行う。

日本双生児研究学会事務局内
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1-7 大阪大学大学院医学系研究科
jjts.editor@gmail.com

附則

1. この規程は、2022 年 1 月から施行する。
2. 2023 年 4 月改訂
3. 2023 年 12 月改訂
4. 2024 年 8 月改訂
5. 2026 年 7 月改訂